

新京野菜の生産・育成拡大業務仕様書

1 委託業務名

新京野菜の生産・育成拡大業務

2 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、受託者決定の前提となる受託候補者を選定するプロポーザルでの提案内容を踏まえ、実際の業務委託契約締結時には変更することもあり得るものとする。

3 本業務の目的

京都市では、大学や生産者との連携により、新しい品種の野菜「新京野菜」を開発し、それらの生産・販路拡大に取り組んできたところである。

本業務においては、新京野菜6品目（※）について、種子・苗を生産するとともに、更なる生産・販路拡大に向けた取組の充実を図ることを目的としている。

※ 新京野菜6品目

「京ラフラン」「京の黄真珠」「京唐菜」「京の風鈴かぼちゃ」「みずき菜」「京の里だるま」

4 委託期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

5 委託業務の詳細

(1) 新京野菜の種子・苗の生産に関する業務の効率化

新京野菜6品目の特性を踏まえつつ、以下の業務について、次年度以降も含めた計画的な見通しをもって効率化を図ること。

(ア) 新京野菜6品目の種子または苗を生産する。

(イ) 種子または苗は前年度実績数を勘案して準備し、確実に受注に応えるようにすること。なお、気候等による生育不良等により、万が一納品に応じられない場合は、発注者と受注者の協議のうえ、対応を決定する。

(参考) 新京野菜6品目の販売実績（令和6年度）

品目	本数
京ラフラン（苗）	410 本
京ラフラン（種子）	24 袋（20ml/袋）
京の黄真珠	1,500 本
京唐菜（苗）	20 トレイ（100 本/1 トレイ）
京の風鈴かぼちゃ（自根苗）	115 本
京の風鈴かぼちゃ（種子）	7 袋（30 粒/袋）
みずき菜	57 袋（20ml/袋）
京の里だるま	82kg

(ウ) 作業日誌（作業日、作業した品目名、作業内容（量）を記載）を作成すること。

(2) 新京野菜の生産・販路拡大に関する取組

農家に新京野菜の特徴を伝えて新たな生産者を増やす活動や、飲食店や業者等へ新京野菜の魅力を伝えて販路や取引量を拡大する活動を行うなど、新京野菜6品目の更なる生産・販路拡大に向けて、次年度以降も含めた計画的な見通しをもって取り組むこと。

種子・苗の生産について、農家等からの問い合わせに対して、電話などにより対応すること。（令和6年度実績：20件）

(3) 京都市開発野菜種子配布センターの管理運営

(ア) 農地及びハウス等の付帯設備について、周囲の農家の営農活動に支障が出ないよう適正に管理すること。

(イ) 農地の利用にあつては、土地改良区等の地域の団体に協力すること。

(4) 成果物

受託者は、以下の内容を盛り込んだ報告書を1部作成の上、本市に報告すること

ア 委託業務報告書（A4版コピーファイル綴じ）

イ 次年度以降の効率的な種子・苗生産、および、生産・販路拡大に関する提案

6 委託金額の範囲

「5 委託業務の詳細」に記載した業務全て（業務の提供に当たり発生する付帯作業に係る費用を含む全ての経費の合計金額とする。）。

なお、追加費用は一切請求できない。

7 支払方法

委託料は、原則として業務完了後に支払うこととする。ただし、本市と協議の上、受注者の請求に基づき、本契約の委託料を2分の1ずつ半期ごとに前金払いすることも可とする。

8 特記事項

- (1) 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 業務遂行に際し、疑義が生じた場合及び契約書等に定めのない事項については、双方協議のうえこれを定めるものとする。
- (3) 業務に当たっては、個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書（別紙）に基づき実施するとともに、関連法令等を遵守すること。業務の遂行に必要な発注者の保有する資料については、可能な限りこれを貸与する。
- (4) 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。
- (5) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、本市に全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を無償で譲渡するも

のとする。

- (6) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、著作
者人格権の行使はしないものとする。
- (7) 本仕様書に記載されている事項のほか、京都市契約事務規則に基づくこと。

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあつては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業者の監督)

第4条 受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。

- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。

- 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。